建築基準法施行令におけるブロック塀等の構造基準

	補強コンクリートプロック造の塀(※1)	組積造の塀(※2)
項目	 (建築基準法施行令第 62 条の 8)	 (建築基準法施行令第 61 条)
(1)高さ	2. 2m以下とする	1.2m以下とする
(2)壁の厚さ	15㎝以上	その部分から壁頂までの垂直
	(高さが2m以下の塀は10cm以上)	距離の 1/10 以上
(3)控壁(※3)	高さが 1.2m を超える場合は、3.4m	長さ4m以下ごと、壁面からそ
	以下ごとに、径9mm 以上の鉄筋を配	の部分における壁の厚さの
	した控壁で基礎の部分において壁面	1.5 倍以上突出した控壁(木造
	から高さの 1/5 以上突出したものを	のものを除く)を設ける。
	設ける。	ただし、その部分における壁
		の厚さが(2)による壁の厚さ
		の 1.5 倍以上ある場合を除く。
(4)基礎	高さが 1.2m を超える場合、基礎の丈	基礎の根入れ深さは20cm以上
	は 35cm 以上とし、根入れ深さは 30cm	とする。
	以上とする。	
(5)鉄筋	①壁頂部及び基礎に横筋を配置する	
	②壁の端部及び隅角部に縦筋を配置	
	する	
	③径9mm 以上の鉄筋を配置する	
	④鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔で	
	配置する	
	⑤鉄筋の末端はかぎ状に折り曲げる	
	⑥縦筋は壁頂部及び基礎の横筋にか	
	ぎ掛けして定着する	
	⑦横筋はこれらの縦筋にかぎ掛けし	
	て定着する	
	⑧⑥の縦筋をその径の 40 倍以上基	
	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	
	縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	掛けしないことができる	/

- ※1) コンクリートブロックを鉄筋で補強した塀
- ※2) コンクリートブロック造、れんが造、石造等の塀
- ※3) 主壁に対して直角方向に突き出した補助的な壁で、主壁の支持・補強の役割を果たす壁

建築基準法施行令の内容を教育委員会が表として整理